

令和元年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年12月6日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和元年12月6日（金） 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和元年12月6日（金） 午後 1時13分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 2 1 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 2 2 号	令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 1 2 3 号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 中島 章男
 自治振興課長 沼上 勝
 市民生活部副部長
 兼危機管理課長 関口 泰清
 市民生活部参事
 兼市民課長 松本笑美子
 市民課副参事 加藤 勝美
 市民生活部副部長
 兼国保年金課長 関根 則男

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 平井 敏一
 環境課長 小林 弘樹
 環境課副参事 大島 和之
 農政課長 佐々木 清
 農政課副参事 山崎 淳一
 環境経済部参事
 兼商工観光課長 小川 哲夫
 環境経済部副部長兼道の駅整備
 プロジェクト課長 高坂 清
 環境経済部参事兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年

吹上支所地域兼市民グループリーダー

吉田 勝彦

川里支所副支所長 神田 英昭

書 記

森田 慎三
 岡崎 夏子

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と永沼博昭委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分、議案第122号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第123号 令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案5件であります。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市花と音楽の館かわさとなりませんが、執行部の説明を求めます。

(環境経済部参事兼商工観光課長) おはようございます。それでは、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、公の施設の名称は鴻巣市花と音楽の館かわさとでございます。2番、指定管理者となる団体は、鴻巣市屈巢4181番1、特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会となります。3、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。4回目の更新となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼)おはようございます。議案第119号の公の施設の指定管理者の指定についてご質問させていただきます。

これについての資料が配付されておりますので、それに基づいて確認というような感じで質問させていただきます。まず初めに、鴻巣市花と音楽の館かわさにとついでなのですが、その指定管理者について今回も、ということで継続でなっているわけですけれども、この指定管理者の1者である理由というのはまず何なのか確認させてください。1つの指定管理者のみ、要するに1者。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 今回の更新に当たりまして、非公募という形でこちらのNPO団体を指定させていただきます。理由といたしましては、大きな理由が3つございます。まず1つ目が合併前の川里町当時から基本構想として、平成16年5月から(仮称)花と音楽の館かわさと基本構想ということで住民参加による運営を基本といたしまして、母体組織にNPO法人等をつくり運営に当たることということで、まずは地元の思いということが1つ目の理由でございます。

2つ目の理由は、国の補助金の採択条件として、こちらが施設の整備に当たりまして国の補助事業でありますまちづくり交付金事業、こちらを活用いたしまして事業実施団体が地元NPO団体であることを必須条件に採択をされております。今後もNPOを中心とした地元活動の持続が必要とされているというのが2つ目の理由です。

3つ目の理由といたしましては、今までの実績を評価させていただきました。これまで施設の維持管理における花の育成や庭園管理の全般、庭園管理等を含めまして全般の面で地元の花農家の会員の方などを中心とした専門的なノウハウを有しております。また手間と時間を惜しまずボランティア精神に基づき積極的に庭園の整備等に取り組んでおります。また、花の事業における花をテーマにした祭りの開催や食の事業における毎日の手打ちうどんの提供、音楽、芸術の事業における地元市民音楽家等によるコンサートの開催、そして花卉や農産物などの地場産品の物販販売など、いずれの事業も地域に密着した地元NPO法人ならで

は、なし遂げられないものばかりでございます。主な理由3つ、地元の思い、2つ目、国の補助金の採択条件として、そして3番目が今までの実績ということで、その3つを評価いたしまして非公募とさせていただいております。

以上です。

(永沼) 大変よくわかりました。

それで、今回点数配分というのが掲載されているわけなのですが、前回のときの点数配分というのはどんな配分だったのか教えていただけますでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 申しわけありません。今手元に資料がございませんので、前回の点が何点だったかちょっとお答えすることができません。

(永沼) それでは、後で教えていただいてもいいですか。

もう一つ、30年度のこの指定管理者の評価というのがあると思うのですが、それも教えていただけますでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) それでは、30年度におきます花久の里の評価を報告させていただきます。

施設の利用促進や市民サービスの向上の取り組みについては利用者アンケートを年2回実施しております。5月の花まつり、それから2月のびっくりひな祭りを通して利用者から寄せられた意見等に対応するべく評価しております。また、食事どころに寄せられた苦情に対して館長から職員に迅速に指導がされているというところを評価させていただいております。また、自主事業の実施状況や取り組み状況という面の評価なのですが、平成29年度から花に特化した自主事業を新たに加え、リピーターもふえているというところを評価させていただいております。また、経費削減のための取り組みの評価といたしましては、照明やエアコンの適正管理により光熱費の削減を図っているところを評価させていただいております。全体的な評価といたしますと、商工観光課といたしますと植栽管理に際しきちんと手入れが行き届いている、また地域住民の協力を得て施設に対しての愛着を醸成しているという評価をさせていただきます。

ております。5段階評価の3を評価としてさせていただいております。以上です。

(野本) それでは、指定管理の資料で評価の部分について伺います。審査項目がある中で収支計画の取り組みというのがありますが、この収支計画については5段階、3.6ということで評価をされています。収支計画の5というのがどういう、市の理想の状態、満点の状態はどのようなもので、それに対して3.6というのが実際にどういうところで3.6という評価になっているのか伺いたいと思います。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 基本的に評価の仕方といたしますと、仕様書の基準を満たしているということで3になります。5というのは、その提案内容に創意工夫が大きく、ここの表現ちょっと微妙ですが、大きく期待される項目ということ、また審査に際し重要視すべき項目が加点とされていきます。今回3.6という評価となりましたが、審査委員の中では節電、節水、印刷製本費の削減など工夫が見られるというところが評価をしているところ。それと、もう一つが平成30年の実績に準拠しまして、これまでの実績を踏まえて大変良好であるというところを評価いたしましてこの点数となっております。

以上です。

(野本) この花と音楽の館かわさとの収入としては、指定管理料のほかに主にどのようなものがあるのか質問します。

(環境経済部参事兼商工観光課長) まず、一番大きな売り上げといたしましては、花音里(かおり)という食事どころでのうどんの売り上げとなります。それと、貸し館業務で得ている収入となります。

以上です。

(野本) その食堂と貸し館の2つがこの指定管理にかかわる収入ということなわけですね。そうすると、あと物産のほうの販売は指定管理とは別な、独自のものということによろしいのでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) ほかの収入といたしましては、指定管理の中の収入といたしましては、喫茶の提供ということでコーヒーとケーキ等を提供しておりますが、そちらも指定管理の収入となります。

そのほかの裏側の地場産センター等で野菜、それから地元の食材等販売しておりますが、そちらは指定管理者の自主事業ということで指定管理者の収入となります。それから、自動販売機1台設置してございますが、そちらの収入も指定管理者の収入ということになります。

（野本）指定管理料と、あと指定管理者の収入のバランスというのはこれまで動きがあったのでしょうか、それともずっと同じようなバランスで来ているのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）地場産センターを整備して以来、リピーターの方が大変多くなっております。自主事業の部分ではそちらの野菜の直売であるとか、そちらは右肩上がり年々ファンの方が定着していて増加をしております。また、指定管理事業でありますうどんの販売につきましても、湘南新宿ライン開通以来、遠くからもリピーターの方がおいでいただいているということで、うどんに対してもファンの方がついてきていただいているという状況でございます。

以上です。

（野本）その辺の収入が充実してくると、指定管理料がなく、減らしても自主運営ができていくという模索というのは何かやりとりがあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）今回の提案をいただきました新たな事業といたしまして、週末にそばを提供していきたいという計画を持っております。うどんだけではなくてそばを提供することによって新たなファンがまた定着してくるだろうと。ただ、今の食事どころのコンセプトといたしましては、お客様の回転率を上げるというしつらえではなくて、どちらかというところゆっくりくつろいで食事をしていただくということです。ですから極端に売り上げ等が右肩上がりになっていくという構想は今のところないです。ただ、定着したファンを着実につけていくということを考えております。

また、音楽の部分も今回ピアノを入れかえまして、なお一層充実していこうということで、指定管理者から提案として、学生などこれから音楽を目指す方を中心にコンサートをして若者の発表の場、それからまた新

たな音楽のファンを開拓していこうと言うことを考えております。現在3,000万を超える指定管理料を払っておりますけれども、できるだけそれが少なくなっていくような形で指定管理者と協議しながらこれからも運営していきたいと思っております。

以上です。

(野本) 最後に、今ちょっと触れていただきましたが、サロンの稼働率についてどういう状況か、推移がわかればそのことも伺いたいと思えます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時15分)



(開議 午前9時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 今手元に資料ございませんので、後ほど答弁をさせていただきます。

(菅野) あそこを訪ねますと、とにかくすごく楽しくなりましたよね。いろんな要求が満たされているというのを実感するのですけれども、この表を見ますと、点数配分に対して7.5から8というのは大変いい評価なのではないでしょうか。満点が8のうち6ですから、これは75%ですよ、一番上は。ほかを見ますと人的な、学童なんかでも6とか、そういうふうなわけですけれども、これはいわゆる出店する人、それからいろんな事業をする人の、どういう努力が相まってこういうふうになってきているのか、そこをお聞きしたいと思います。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 1番目の市民の平等な利用が確保されていることということで、指定管理者としての適性を8ポイント中6の評価をさせていただいております。具体的には市の条例に準じた管理を行っているというところが2点中1.6ポイント。それから、来場者アンケートや施設仕様確認書などから利用者の意見を収集しているということで常に向上心を持っていること、これが3ポイント中2.4ポイント。それから、公正公平な貸し出し業務を実施をしているということで、こち

らは3ポイント中2ポイントということで合計6ポイントの評価をさせていただきます。

(菅野) あそこにいろいろ出店をしたり、また、つるしびななんかでもすてきなものがずっと展示されて、大変評判がいいのですけれども、参加にいろいろ協力してくれる方たちとか、それからあれに出店することで出店者のお店を出す場合は利益がちゃんとどれぐらい確保される状況になっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 利益ということで、地場産センターのマージンと出品者の数をちょっと先にお答えさせていただきます。NPOの賛助会員として年間2,000円を最初いただきます。それから、初回のみ出荷登録料として1万円を納付していただきます。また、運営経費ということで月100円。さらに、毎月の委託手数料といたしまして売上額の20%をマージンとさせていただきます。令和元年10月末現在、ここの10月末現在で出品者の数は51名の方に出品をいただいております。こちらの出品者は、市内で生産された農産物、花卉、野菜、果物等に限るため、市内生産者に限定をしております。申請者の許可につきましては年1回、2月に開催をします農産物の地場産センター運営委員会で審議いたしまして、4月から適用するという状況でございます。また、つるしびな、大変高く評価をいただいておりますけれども、毎年多くのボランティアの方が協力していただきまして、なおかつどんどんふえていっているという状況で、大変相乗効果としていい効果が得られているかなと感じております。

以上です。

(菅野) その20%というのはちょっといい額ですよ。もともと安く設定されている気がするのです、値段が。お花にしても何にしても。これは、20%って普通の市場なんかでもこれぐらい取っているのでしょうか。それに適応した数字なのでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 通常のマージンに比べまして非常に安目に設定しているということで評価をしております。

(菅野) 今後さらにどういう面を充実してほしいという市民要望ですか、

そういうのがあるのか。私は、最初入ったときコイが泳いでいるではないですか、池をコイが。ニシキゴイみたいなのがもっと泳がないかなと思ってこうやって見ているのですけれども、ニシキゴイもいるのです。今後どういう方向でもっと事業なり、それから場所的にもどういう方向で広げるといふ方向性があればお聞きしたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）まずはバラの庭園の充実を図っていかうということで、今年度も第3弾の、バラのオーナーを募集しております。この第3弾をもちまして裏側のバラの庭園も大変充実をしていくことが考えられます。また、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、音楽の部分をさらに充実を図って行って、もっとも多くのファンの方においでいただければと思っております。外堀のニシキゴイの話がありましたが、毎年泥ぼこりであるとか落ち葉であるとかということで堀が大分、下が堆積されているのですけれども、あの堀は機能とすると花久の里の遊水池としての機能が第一の機能となりますので、駐車場に降った雨、それから敷地に降った雨を一時的にためておくという機能となりますので、まずはそちらの機能を充実させていくということが機能を果たしていくということになります。実際今ニシキゴイ泳いでいますけれども、ニシキゴイは水があるので、見た目も映えるということでコイを飼っているという状況です。近所の方も、このニシキゴイにファンの方がいまして、早朝に餌を上げに来ているということでかわいがっていただいております。

以上です。

（大塚）それでは、この施設について何点か伺いたいと思います。初めに、建設年度、供用開始、いわゆるここが始まったタイミングがわかればお伺いをいたしますが、いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）こちらの施設の竣工が平成19年3月の竣工となります。供用開始は、同じ平成19年の5月ということで記録されております。

以上です。

（大塚）そうしますと、スタートしてから十数年になりますか、計算す

ると。ということは、これから今回の指定管理の期間を含めると15年以上になるわけです。当然建物ですから、経年劣化等が恐らく過去にもあるかもしれないし、今後もこの指定期間の中でも起こる可能性があるのではないかと思います。1つ気になるのは、ここ公設民営型ですので、建物の管理については当然公である市が管理をするわけですが、とはいえ指定管理先のこのNPO団体がわかる範囲で必要に応じてそこら辺は手がけていく、検討していくことになると思いますが、まず1点目は過去において、過去の期間の中で指定管理業務を超える、あるいは以外のいわゆる手をかけざるを得なかったような建築物にかかわるところ、簡単に言えば工事だとか、そういったものというのは過去にはあったのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）まず、今年度は電気の引き込みケーブル、こちらが経年劣化によりまして大変抵抗値が下がってきてしまったために、高圧電源のケーブルを引き直しをいたしました。また、以前には合併浄化槽のふたが大変腐ってしまっていて交換をした経緯もございます。こちらは市の指定管理の業務を超える1件20万以上、年間50万以上の修繕費となりましたので、修理をしております。また、今後につきましては、今後の予定、点検の結果、そろそろ交換の時期に来ているというのは同じく合併浄化槽の水中ポンプ、こちらもそろそろ寿命が来ているという指摘を受けております。また、浄水を給水するタンクにつきましても給水ポンプがそろそろ寿命が来るという業者からの指摘を受けておりますので、今後予算対応していきたいと思っております。また、うどんを提供している花音里のところが外側にウッドデッキがございますが、そちらも大変基礎の部分、すぐ上の床面になりますけれども、大変腐ってきてしまっているのので、近々修繕をしていきたいと考えております。

以上です。

（大塚）過去の経過を含めて考えると、今後の指定管理期間、今回行うものです。その期間にも当然そういったものが予想されるという答弁でありましたので、あえてその部分ちょっと確認しますが、今回指定管理

を結ぶ協定書の中にはそういった長期的な修繕計画に基づくもの、あるいはもうあらかじめ明白になっている、わかっているもの等というのはその書面の中では明記はされているのですか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）具体的に先ほど申しあげました合併浄化槽の水中ポンプであるとか、具体的なものの表記はございません。1件幾らの修繕料、年間で幾らの修繕料については指定管理者の負担、それを超える場合は市の負担というような表記をさせていただきます。以上です。

（大塚）一度建てたものですから、当然10年以上経過する中でいろんなことが起こるのかなという予想をしております。それについては随時ということで対応されるのだと思いますが、1点、せっかくリーフレットを配付していただいたので、このリーフレットを見るとよくわかるような気がするのですが、中を開いて左上の地場産センターの写真が載っていると思うのですが、ここについても先ほどの他の委員からの質問の中でそばに関する部分を少し手がけていくという話がありました。多分そばをやるとすると、この地場産センターのどちらかといえば右側になるのでしょうか、そこの体験工房等を利用されるのかなと思いますが、この地場産センターについて今後必要なものを手がけていく、例えば修繕を含めて、そんなような計画というのはこの指定管理以降には計画としてはあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）こちらの施設のリフォームや増築等は今のところ計画はございません。また、先ほどそばのお話をさせていただきましたが、いらっしゃるお客さんの中にはそばアレルギーの方もいらっしゃいますので、それは大変気をつけなければいけないことですので、母屋のほうでうどんをゆで、こちらの地域食材ふれあい工房、こちらのゆで釜でそばをゆでて母屋のほうに運んでいくというような考えでおります。

以上です。

（大塚）この建物、地場産センター、ここ、できたときに当時一度施設見学ということで訪れたことがあります。オープンの前です。そのとき

にちょっと気になった点を1つだけ指摘をさせていただきます。雨が降ると、当然雨は上から下に落ちてくるのですが、このところ多分雨どいがついていなかったような、当時、気がするのです。いわゆる雨がそのまま線状にといいますか、どこでも流れ落ちているような気がしたのですが、今現状は雨どいというのはつけてあるのでしょうか。あるいは、もしついていればそれは結構ですが、そういった細かいところも今後必要があれば修繕というか、改修の対象になるのかどうか、それはいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）私の記憶では、といはまだついていなかったと思うのですが、これは済みません、また休憩後に正確なお答えをさせていただきます。当時の設計のコンセプトといたしましては、やはり古い、古民家を再生したような建物にするということで、といがあることによって落ち葉等が詰まってしまっていてメンテナンスが必要になってくるということを考えますと、古民家の少し高級なしつらえとなりますと、こういったといがなく直接雨が落ちるような設計になっているものでございます。といがあるかないかにつきましては、済みませんが、後ほど答えさせていただきます。

以上です。

（大塚）古民家の風情を壊さないというのも大事だと思いますが、訪れる皆さんにも不便をかけないというのも大事な部分だと思いますので、今後確認をいただいて、必要があればそこら辺、指定管理をするに当たって、やっぱり公設なので、そこら辺はちゃんと管理をする側でチェックをしていただいて、さらにすばらしい管理運営に期待をしたいと思います。

質問は以上です。

（環境経済部参事兼商工観光課長）先ほどのといにつきましては、指定管理者とお客様の意見等よくお聞きして、必要があるようであれば対応していきたいと思っております。

以上です。

（金子）1点だけお伺いをさせていただきます。

評価のところなのですけれども、これ満点は仕様書と比べて大変素晴らしいというか、という評価だったと思うのですが、仕様書上の普通というか、の点数というのを教えていただければと思います、全項目。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 2 分)



(開議 午前 9 時 3 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼商工観光課長) こちら100点満点となりますが、合格点は70点以上となります。

以上です。

(金子) わかりました。

今後について、なのですけれども、いろんな音楽とかそば体験とかを充実させる、プログラムを充実させるというお話があったと思うのですが、具体的にその充実させるという点において人数目標だったりとか、そういった何年間で売り上げをどれくらいにするとか、そういうような具体的な目標というのはあるのでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 現在具体的な数値目標は設定をしておりません。前年度を上回ることをまずは第一の目的としております。新規の事業と申し上げまして、音楽家を目指す学生によるグローイングコンサートというのを申し上げさせていただきましたが、やはりあのサロンの音響が大変素晴らしいという評価をいただいておりますので、お客様にもその辺感じ取っていただいて、サロンの利用、それから地場産センターの売り上げ、それからうどんの売り上げにその分跳ね返りが出てくればいなという計画をしているところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(何事か声あり)

(環境経済部参事兼商工観光課長) 先ほど前回の指定管理の更新のときの点数、それからサロンの回転率、それとといがあるかないかにつきまして、休憩をいただいてこの間ちょっと調べさせていただくことでどうでしょう。

(後でいいですの声あり)

(環境経済部参事兼商工観光課長) 後でよろしいですか。わかりました。

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市花と音楽の館かわさととなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場ほか1施設となりますが、執行部の説明を求めます。

(環境経済部参事兼商工観光課長) それでは、議案第120号の説明をさせていただきます。公の施設の指定管理者の指定についてです。

1番、公の施設の名称は鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場及び鴻巣市鴻巣駅東口第2駐車場の2つの駐車場です。2といたしまして、指定管理者となる団体は東京都港区芝浦4丁目12番23号MS芝浦ビル8階の高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社です。3番、指定の期間は令和2年

4月1日から令和7年3月31日までの5カ年となります。第1駐車場は4回目の更新、第2駐車場は3回目の更新となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）やはり議案に基づく資料を参考にして確認というような感じで質問させていただきます。

先ほども似たような質問してはいますが、今回やはり1者ということで指定管理者になっているわけですが、令和2年3月31日まで第2駐車場はマルイファシリティーズという会社でございしますが、このような会社と競争にならなかったのか、それとも市のほうで独自に1者にしていったのか、その辺をちょっと教えていただければというふうに思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）今回の1者にした理由は、大きく申し上げますと2つございます。まず1つ目は、ビルメンテナンス業者と統一して効率化を図ることが1点目。2つ目がこの駐車場の管理スペースが限られておりまして、管理スペースが1つしかないものから、ビルメンテナンス業者と同じ業者のほうが都合がいいという、大きな理由は2つございます。

まず、1点目のビルメンテナンス業者と統一し、効率化を図るところでは、駐車場に隣接している商業施設の管理やメンテナンス、隣接しているのはエルミこうのすとなります。こちらのメンテナンスを行っている業者に駐車場の管理運営も委託することで、一つのビルと考えて管理の効率化を図ることができるということとともに、ビル全体を一体的に管理することでいち早くお互いの情報共有をすることが可能になるということを考えております。また、このことによりまして利用者の安全を確保することにつながりまして、ひいてはサービスの向上を図ることができるかと捉えております。これが1点目の理由。

2つ目の理由が、管理室のスペースが限られているというところでござ

いますが、2つのビルとも駐車場の管理室はビルの管理室を兼ねております。ビルメンテナンスの業者と駐車場管理業者が同一でない場合は、警備員等が常駐する場所の確保が必要となりまして、現段階ではそれが困難なことによりまして、機密情報の確保等を考えますとビルメンテナンス業者と同じ業者のほうが都合がいいという判断となりました。これは、鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例というのがございますが、こちらの第5条第1項第1号によりまして、当該施設の性格、規模及び機能によりまして公募することが適切でないということで今回非公募とさせていただきます。以上大きな理由は2つでございます。

以上です。

（永沼）今のご説明でいきますと、効率化、あと管理の統一化というような話でご説明されたわけですがけれども、今までなのですがけれども、今まで要するに効率化でなかったとかサービスそんなによくなかったというふうに聞こえてしまうのですけれども、その辺はいかがでしょう。

（環境経済部参事兼商工観光課長）済みません、私の表現がちょっと不足をしておりました。より一層ということをつけさせていただきます、今までも実は第1駐車場の管理につきましてはエルミこうのすのビルメンテナンスの業者が行っております。第2駐車場のほうもエルミこうのすアネックスビルの管理者でありますマルイファシリティーズがビル全体を管理しているということでございます。今回エルミこうのす商業棟の管理組合、それからアネックスビルの管理組合の考えといたしますと、2つのビルはやっぱり一体的に見るべきもので、一体的にビルメンテナンスを管理することでやはり効率を上げていこうというコンセプトがございます。2つのビルを一体化するというところで、より一層サービスの向上を図るということでございます。

以上です。

（永沼）一体的に管理するというのはよくわかります。ただ、今まで一体的ではなかったことによる何か、言葉ちょっとうまく言えないのですがけれども、不手際というのか、何か支障があったのかというのはちよっ

とあるでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長)不手際というのはありませんでした。より経費の削減も含めて統一することによってメリットが大きいということで、デメリットがあったから一つにするのではなくて、より一層、よいメリットを求めての一体化ということを考えております。

(永沼) デメリットがあったから今回まとめたということではないという説明だったので、わかりました。今回この会社の丸誠の関係ですけれども、先ほどもお聞きしましたけれども、前回の点数配分、やはり資料というか、教えていただけますでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 前回の資料、今手元にございませぬので、後ほどまた答弁させていただきます。

(永沼) 30年度の評価について教えてください。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 30年度の評価につきましては、まず施設の利用促進や市民サービスの向上の取り組みについては、身障者用駐車場スペースに一般の方が駐車しているとの意見が多くあるので、定期的な館内放送を行っているということで、苦情等に対しましてすぐ対応をとっているところをちょっと評価をしております。また、経費の削減の取り組みにつきましては、照明のLED化やサービス券の再利用、駐車料金のサービス券があるのですが、そちらを再利用を図って経費の削減を図っているところ。それから、2つ目の削減の取り組みといたしましては、ショッピングセンターとの業務連携ということで設備、それから警備、誘導等、業務の連携を図っているところを高く評価をしております。所管課の総合評価、前年度は市街地整備課となりますが、市街地整備課の総合評価といたしますと、駐車台数が多い中、管理体制がよいと。業務仕様書、事業計画書に沿った業務が行われている。それから、経費削減に努めている。毎月のモニタリングのほか随時報告があるということで、評価は点数は4点ということでややすぐれているという評価をしております。

先ほど申し上げましたのは第1駐車場で、第2駐車場の評価といたしますと、施設の利用促進や市民サービス向上の取り組みにつきましては、

満車時、入庫待ちの車両が道路上に並び通行の妨げとなることのないようテナントを通じてお客様に案内を配布したり、注意喚起を常に行っております。また、車両の逆走防止のために駐車場に矢印のラインの工事を行ったというところ、評価をしております。経費の削減のための取り組みといたしましては、営業時間終了後、23時30分ですが、利用客減少の時間帯に駐車場内の照明を間引きの点灯をしております。所管課によります総合評価といたしますと、業務の仕様書、事業計画書にのっとった業務が行われている、経費節減に努めている、毎月のモニタリングのほか随時報告があるということで、こちらの評価も4点となっております。

以上です。

（永沼）先ほどの議案の119号でご説明あったのですけれども、今のご説明の中で利用者の満足度については何か出てこなかったのですが、その辺はいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）手元に平成30年度のモニタリング等の結果報告書がございますが、そちらの利用者の満足度というところは特に今回の平成30年度におきましては項目として記入がございません。以上です。

（永沼）指定管理者として利用者の満足度というのはかなり重要なことだと思うので、今後利用者満足度というのは取り入れていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）利用者アンケートや、それからご利用いただいているお客様に直接指定管理者から満足度について聴取をいたしまして、その辺も評価に加えていきたいと思えます。

以上です。

（永沼）駐車場なのですけれども、この駐車場についてサービスの施設ではありますが、自主事業という観点からいくとどのようなことが挙げられるか、ちょっと教えていただけますか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）施設の性格上なかなか自主事業を開催するというのはできない状況でありまして、自主事業としては特にご

ございません。ただ、施設を管理する上で利用者の方が逆走や、それから自分が車をとめた階数がわからなくなってしまうことのないように創意工夫をしているというところはちょっと評価をさせていただいております。

（野本）120号については、2つの駐車場の指定管理ということですが、この駐車場の稼働状況あるいは収支について伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）平成30年度の利用実績を申し上げます。第1駐車場の利用台数は86万9,153台です。第2駐車場は13万8,306ということで、合計いたしますと100万台を超えておりまして、100万7,459台ということで、年に何回か第1駐車場も満車になると。また、第2駐車場は木曜日を除いてほとんど満車になるということで稼働率は大変高い状況でございます。収入は、平成30年度の実績で申し上げますと第1駐車場が1億1,464万3,087円、第2駐車場は2,597万1,918円という収入になっております。この収入から指定管理料、それからビル全体の共有部分の必要経費の負担金を差し引きますと、第1駐車場が利益といたしますと3,484万4,306円、第2駐車場が1,100万8,413円の利益となっております。ただ、当然ハード的な建物ですので、減価償却等を考えますと、大体利益分が減価償却費となるということを見込んでおります。こちらの施設も10年を経過して、これから修理の経費がかかるだろうということを予測しております。

以上です。

（野本）この収支の収入は市に入るということですよ。市営駐車場なので、1時間分が市民に還元されるというやり方をしていると思いますが、それでも市にとってはプラスとなるというふうに考えてよろしいのかどうか伺います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）まずは駅を利用される方、駅に送迎をされる方、また中心市街地に買い物、それから図書館等利用される方にとっては大変便利な施設だということで評価をしております。現在のところ黒字になっておりますけれども、今後の修繕のことを考えたり、それから年に何回か満車になるという状況もございますので、そういつ

た点からすると大変有効な施設になっているかなという思いであります。

以上です。

（野本）次に、今回の指定管理を一体化させるということで効率を上げるということが説明されました。その効率を上げるという部分では、指定管理料の減額につながるというような理解でよろしいのか伺います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）一元化のメリットといたしますと効率的ということが1つ目、2つ目が情報の共有化、3つ目が経費の削減ということで捉えております。経費の削減につきましては債務負担行為、前回の5年間で今回の5年間で比較した場合に合計すると約250万円の削減につながるかなということを予測しております。

以上です。

（菅野）今の250万削減したというのは、そうすると努力の結果なのか、それともいろんな必然的に利用者の実態でそうなったのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）ビルメンテナンスの業者と今回指定管理者が同一ということで、2つの大きなビルを統一したというところのスケールメリットがまずはこの5年間で250万円の減額につながったと考えております。当然消費税の2%の引き上げ分、それから人件費が毎年3%近く伸びていくというところを考慮しても、今回のこの250万の削減につながる見込みというのは大変大きな削減効果かなと思っております。

（菅野）利用者から寄せられる要望とか苦情とか、評価する点とかも含めて、そういうのって把握できていたら教えていただきたいと思っております。

（環境経済部参事兼商工観光課長）利用者の方から直接指定管理者のほうで意見を聞くような場面をこれからつくっていかうと思っております。今までエレベーターの前等にアンケート用紙を置いたりしているのですが、それでも有効かなと思っておりますので、利用者の方にアンケートを記入していただいて、より一層利便性を高めていくというところは目指していきたいなと思っておりますが、ある程度の利用されている方

もなれてきておりますので、開所当時と比べて逆走等は少なくなっております。ただ、やはり今でも、最初とめることはできても、帰るときに入り口のほうから出てこられる方が年間何人かまだいらっしゃいますので、そうすると駐車場を一時閉鎖するというようなこともございますし、それから立体駐車場に入る入り口が右折禁止なのですけれども、それをガードマンが注意しても無理やり入ってこられる方もいらっしゃるということで、出口と入り口を間違わないようにする対策、それと右折入庫ができないというところを少し対策を考えていかなければいけないかなと思っております。そういった具体的なことを、先ほど申し上げましたけれども、ほかにも利用者の方が感じておられることがあると思いますので、その辺は意見を聞いていくような場面をつくっていきたいと思っております。

（菅野） マンションがあるではないですか、住宅棟の上のマンション。この分の台数というのは77台分なのですか。この立体Pって書いて、一番上の計458台とある部分に77台って、たった77台でこのマンションに対応できているのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長） 立体駐車場の一番屋上のところが77台の駐車スペースございます。こちらの77台が全てマンションの方ではなくて、このエルミこうのすに入っているテナントの方もこちらの駐車場を利用しております。現在のところこの77台で不足していないという状況です。ただ、満車の状態です。満車ですが、今のところ賄い切れているという状況です。

（大塚） 第1、第2駐車場において、過去においてですが、盗難事故だとか接触事故等は、事件も含めて発生しているのでしょうか。もしわかればお伺いします。

（環境経済部参事兼商工観光課長） 接触事故等はよく起こります。車同士の事故ももちろんなのですが、その辺は指定管理者のほうですぐ警察の対応をとっております。中にはパーキングブレーキをし忘れてしまって、無人の状態で車が動いてしまうというのが年に何回か起こるのです。これにつきましても指定管理者のほうで監視カメラ等で確認して警察と

の対応をとっております。また、駐車場の設備の消火栓にぶつかるだとか、それから入り口のバーにぶつかってバーを曲げてしまうだとか、その辺も事故等ありますが、指定管理者が迅速に対応しているという状況でございます。盗難の事件は、過去にはあったようですが、最近盗難の事件もございません。また、監視カメラがありますので、もしもその場合であっても監視カメラを確認することによって対応しているという状況です。

（大塚）ただいま説明のありました監視カメラについてですが、事故は起こるべくして起こるので、仕方がない部分があると思いますけれども、今設置してある監視カメラでおおむね事故が起きた後の抗争にならない程度にその監視カメラは有効に活用されているのか。また、もし台数がわかれば第1、また第2にも設置してあるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）台数につきましては、正確な数字を申し上げたいと思いますので、後ほど答弁させていただきます。

第1駐車場、第2駐車場ともカメラを設置しております。第1駐車場につきましては、間もなくちょっと更新をしたいということで計画をしておりまして、全ての監視カメラを新しいものに交換をして、暗くても、また広く映るようなカメラに交換をするという計画をしております。以上です。

（大塚）最後に1点だけ。今回第1、第2ともに同じ指定管理先になるわけですがけれども、他の委員の質問にもありましたが、いわゆる管理のための効率化を図る、情報の共有等を含めて、それは十分理解ができます。もしあれば伺いたいのは、利用者としてのメリット、あくまでも管理というのは管理する側の目線の話ですので、利用者にとってのメリット。過日の本会議の中で竹田議員からサービス券は共有できるとかできないとか、今後について多分1点質疑があったと思うのですがけれども、改めて利用者としてのメリット、これがもし具体的にあればお伺いをします。

以上です。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 利用者としてのメリットは、特にこれ以上進展するということは今の段階ではありません。現在第1駐車場で、エルミこうのすで買い物をして第1駐車場を利用した場合はサービス券を提供しておりますが、第2駐車場に車を置いてエルミこうのすで買い物をした場合サービス券の提供はしておりませんが、それはエルミこうのすに入っているテナントの店舗の考えでございまして、わざわざ遠い第2駐車場、それも常に満車に近い駐車場に置いて買い物をするということがなかなか考えにくいというテナントの方の考えがございまして、第2駐車場に車を置いてエルミこうのすで買い物をするというのはなかなか考えにくいということで今サービスは提供していないという状況です。市のほうのサービスとしては1時間無料という対応をしておりますので、あとはテナントの方々の考え方によってサービスの向上を図れるところは余地が残っているという状況でございます。

以上です。

(金子) 本当に1個だけ質問いたします。

評価のところなのですけれども、情報セキュリティーの評価が4.20と、これはほかの案件だと何か3とか3.2とかが多い中やたら高いなと思ったのですけれども、何か特別なことをされているのか、教えてください。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 高く評価したポイントといたしますと、個人情報の保護のための措置が明確にされているという点を高く評価しております。個人情報、先ほどお話にありましたが、屋上の定期の利用の方、また平日定期の利用の方がこちらの立体駐車場はありますので、そちらの平日定期の方の個人情報の取り扱い等を基準を満たしている、なおかつ個人情報の漏えいがないようにしているということで評価しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設名は鴻巣市鴻巣駅東口第1駐車場ほか1施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 歳入のところの13ページでございますが、国民健康保険基盤安定負担金の低所得者に対する国負担決定ということなのですが、対象者は何人なのか教えていただけますか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 国の制度による負担金の増額になります。こちらにつきましては対象者、保険税の軽減対象者で申し上げますと、それぞれの医療区分、支援部分、介護部分ございますけれども、医療分で申し上げますと1万3,076人が軽減対象被保ということになります。これをもとに平均保険料との一定割合を国のほうで2分の1の補助をいただくというような制度になっております。

以上です。

(永沼) 1万3,076人ということなのですが、今後の動向というか、ふえていくのか、このまま平均化していくのか、その辺ちょっと教えて

いただけますか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）まず、保険税は世帯主課税になりますので、被保険者という意味では今のところずっと減っているという状況で、被保険者全体は減るのですけれども、軽減対象と言われるものにつきましては、この軽減対象所得というのが毎年見直しをされている状況というのがあります。これの状況だとか、あと申告の状況によって変わりますので、昨年度に比べますと、軽減対象世帯で申し上げますと全世帯の47.39%、今年度、令和元年度については49.6%ということで対象世帯のほうはかなり上がっているということになります。

以上です。

（永沼）17ページの歳出のほうなのですが、自治振興課の一般コミュニティ助成事業、宝くじの助成金2つ、2団体出したけれども、1団体だけ認められたというお話でしたが、その2団体の内容はどんなふうな申請の仕方というか、出されているのか。

（自治振興課長）まず、先着順ということで富永町と、それから上会下自治会さんのほうで今回2件申請をいたしました。順番としますと富永町が優先ということで、富永町が1件決定を県のほうから受けております。上会下自治会については、来年度の1番目として回る予定でございます。

（永沼）内容。

（自治振興課長）内容でございますが、みこしですとか山車の修繕、祭事用品、赤色ちょうちんですとかリヤカーですとか、そういったものの購入の希望でございます。

（永沼）何で選ばれたかというのは今ご説明があったので、わかりました。

次に、同じく公共交通維持事業の中でデマンド交通実証運行検証業務委託料ということで、実施の運行が延長されたということでふえたということなのですが、延長によるこの29万7,000円というのはいかなるような計算でふえたのかというのを。

（自治振興課長）試験運行が延長したことに伴いまして、検証業務が必

要となったためでございます。当初予算では計上していなかったため、デマンド交通の運行補助金から流用させていただきまして、4月から6月の間の検証を7月に実施させていただいております。既に執行している金額が29万7,000円でございます、これは3カ月間のセット料金ということで業者のほうから決まっている料金となっております。

以上です。

(永沼) その下のデマンド交通運行補助金なのですからけれども、この増については具体的な数値というのはわかりますか。

(自治振興課長) まず、4月から7月までの実績が1万8,571件、補助金の支出額が1,518万3,490円、8月以降の見込みとしまして4万3,830件、補助金、補助額の平均額が817円ですので、それを掛けまして3,580万8,510円、ちょっと端数はあれですけれども、それを足しますと5,099万2,000円ということになります。当初予算3,800万から差し引きさせていただきまして、1,299万2,000円の補正ということをお願いいたします。

(永沼) よくわかりました。

次に、21ページ、後期高齢者の脳ドック検診者補助金なのですからけれども、当初の見込みを上回っていたと、上回るということなのですからけれども、当初の見込みが何人で、上回る状況というのは何人で今回算出しているのか教えてください。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 当初脳ドックにつきましては、令和元年度に初年度事業ということで始めましたので、30件ほどを予定しました。この30件というのは、国民健康保険では脳ドックを実施しているため、人間ドックと脳ドック、実質的な実施割合というのですか、脳ドックと人間ドック同じように併診を受ける方いらっしゃいますので、人間ドックの約13%から14%が脳ドックを受けているという実情がありましたので、従前に行っている後期高齢者の人間ドックに13%、14%という形で算出したものが30件ございました。9月時点で既に28件の申し込みがあり、上限金額は2万8,000円ほどなのですからけれども、併診の場合にはその2万8,000円に満たないという件数がございますので、平均的な1件の見込み金額を2万8,000円ではなくて2万1,000円程度に抑えて、お

よそ60件ほど今年度あるのではないかという形で補正のほうを組ませていただいたところでは。

以上です。

(永沼) 脳ドックについては30件、2倍多く利用するだろうということで補助金がついたというご説明でしたので、わかりました。

25ページの農政課の農作物災害緊急対策事業補助金でございますが、これについては資料等いただいておりますけれども、これについての具体的な内容についてご説明願います。

(農政課長) お答えいたします。

農作物災害緊急対策事業補助金でございますが、鴻巣市の農業災害対策要綱により、天災によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置ということで、農業経営の安定を図る目的で交付するものでございます。被災場所、この補助金の対象となった場所でございますが、日光市の戦場ヶ原、ここで花農家の方が苗物を山上げをしております。そこが大雨による水害といいますか、水路からの鉄砲水といいますか、溢水で流されてしまうという被害が発生いたしました。被害農家の数は13件ということで県のほうには報告させていただいておりますが、この補助対象となる件数は10件。それは、中身といたしまして被害額が100分の30以上というのがございます。3件につきましては被害額が100分の30に満たなかったということで10件の対象者ということになっております。

以上です。

(永沼) この補助金により花卉産業の方たちはどのような申請というか、補助に対する申請とかが行われていくのか、ちょっと流れだけ教えてもらっていいですか。

(農政課長) お答えいたします。

台風19号なのですが、鴻巣市が令和元年11月8日付で台風19号の暴風雨による災害について、鴻巣市農業対策要綱に基づき特別災害に指定しております。また、県も同日、同じく埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき特別災害に指定しております。この両条例に基づいて補助金を交

付するわけですが、委員の言われた申請手続ということなのですが、実際農業者の方からの聞き取りとなっております。埼玉県に対し、農業被害……補助金交付手続の話でございませうか。

(はいの声あり)

(農政課長) 補助金交付につきましては、今後申請をするということで、今金額が確定したということだけのことになっておりまして、ちょっと事務手続については……暫時休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(農政課長) 永沼委員の質問にお答えいたします。

補助金の交付の関係でございませうが、鴻巣市補助金等の交付に関する規則に基づき事務手続を進めてまいります。

以上です。

(野本) 最初に、先ほど永沼委員の質問のところがよく理解できない部分があったので、17ページの自治振興課の250万円の減額補正のところをもう一度伺いたいのですが、2団体の予算組みということがされていたということでよろしいでしょうか。予算上は。

(自治振興課長) そのとおりです。

(野本) それで、優先順位で1団体となったというのは予算オーバーしたから、その理由はちょっとよく理解できなかったのですが、そこをお願いいたします。

(自治振興課長) まず、コミュニティ助成事業制度なのですがけれども、一般財団法人自治総合センターが全国の自治宝くじの社会貢献広報事業として受け入れる、自治宝くじの売上金の一部を原資として、コミュニティの健全な発展と並んで宝くじの社会貢献広報事業のために交付されるものでございませう。今年度につきましては、基本的に判断の申請につきましては前年に県央の地域振興センターのほうに申請をしまして、交

付の助成金の決定の通知をいただくわけなのですけれども、このたび富永町内会、それから上会下自治会の助成申請額なのですけれども、富永町町内会につきましては250万円、上会下自治会については220万円の補助金の申請をしたところです。富永町町内会、それから上会下自治会、基本的には地域振興センターについては優先順位ということで1番、2番という形で、形をつけさせていただきまして申請をしております。ただ、決定に際しましては、当然1番ではなくて、1番はちょっと不備で2番ということもあり得ますし、2件通る場合もございますので、先ほどこちょっと私のほうが先着順ということで言いましたけれども、その先着順というのはちょっと訂正させていただきまして、優先順位ということでちょっと改めさせていただきたいと思います。それで、優先順位としてつけまして、とりあえず申請しまして、あくまで決定につきましては富永町であるか上会下自治会であるか本来はわからない中で我々は申請するという形になります。よろしくお願いいたします。

（野本）理解しにくかった部分は、支出、歳入が要するにそこまで来ないということがわかったので、要するにそういうことですよね。申請はしたけれども、1つしか採択されなかったから、その分が歳入となっているということで減額、したがって歳出も同じだけ減額ということで今わかりました。

それでは、21ページの国保年金課、後期高齢者人間ドック等助成事業については見込みを上回ってきたことによる補正というふうに説明をいただきましたが、これについては市のほうはこの人間ドックを勧奨している、勧めている中でふえているのか、その効果なのか、どういう理由でふえてきたかという、そういう理由について伺いたいと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）まず、後期高齢者の人間ドック等助成事業の中の脳ドック検診者補助金、こちらについては従前あった人間ドックに加えて脳ドックを令和元年度に新たに行うということで実施しました。理由といたしましては、国民健康保険で実施している流れで当然後期高齢者に移行するという方がふえているという状況を鑑みて実施したということになります。見込み的には、実は人間ドックというの

は年齢が比較的高くなるほど検診を受ける方がふえていくという状況がございまして、後期に移行しても1年に1回、2年に1回という形である程度のルーチンで実施しているという方が多いです。事、脳ドックに関しては、今回初めてということだったのですけれども、やはり国民健康保険から後期に移る中で実施されている方がふえているということですので、あくまでも国保単体でやっている見込みの13%、14%というのを上回った形で助成のほうが推移しているという状況を鑑みまして、助成金額の増額の補正をさせていただいているところです。

以上です。

(野本) そうすると、この予算の組み方の考え方として、今まで国民健康保険の時代、要するに年齢的に国民健康保険の中でやってきた人が後期高齢に移ってやっていくという、大体予測ができるようなものなのでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 人間ドックについては、比較的自己負担が多い中で、定期的に受診されるという方が非常に実は多うございます。その流れを酌んで当然後期でも、という形も流れていくというのが実情なのですが、事、脳ドックに関しては、実は賛否両論ございまして、これを助成することによって、いわゆる悩み、ストレスを感じてしまうというような見解もあるのですけれども、やはり国民健康保険で助成対象にしている、後期で助成対象にしないのはちょっとおかしいのではないかとこのところもございまして、市町村によってこれ違います。県内で実施している市町村というのは限られているところがございまして、平成30年度後期高齢の広域連合のほうの調べでは28団体が実施しているということになっていまして、我々のほうで今年度始めるということになりますので、県内でも幾つかの、約半数ですね、の市町村が実施しているという取り組みを我々も導入しようということで始めさせていただいたところです。

以上です。

(野本) そうすると、今回補正予算でプラスしているという、このことについては今後の予算、当初予算組みとか流れに参考になるというか、

影響するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）あくまでも令和元年度につきましては、当初ということで参考にしたのが、国民健康保険の流れという形で参考に当初30人の2万8,000円という形で枠組みを決めさせていただきましたけれども、実質的な実績というのがここ半年ちょっとで出てきておりますので、令和2年度については今年度増額補正したのをプラスアルファという形で当初予算のほうを組みたいと思っています。

以上です。

（野本）25ページの農政課の花き産地生産支援事業で、災害の緊急対策事業補助金ですが、今回市内の農業の将来をつくっていくためにといたしますか、この前、本会議の質疑の中でそのような今年度の災害そのものではなくて、今後の作付を確保していくという答弁がありました。もう少し具体的なこの事業費の補正額の内容、先ほど10件でしたっけ、13件中10件というふうにありましたが、具体的にどういうことに使われることになるのか伺いたいと思います。

（農政課長）委員の質問でございますが、この補助金は本会議でも、うちの部長がご説明いたしましたけれども、次期作のための農薬及び肥料、種苗の購入費に充てる費用とさせていただきます。

以上です。

（野本）そうすると、この1,128万円の振り分けはその事業規模ですとか、そういうことによって一律ではなく事業者ごとに違う額を足したものであるということよろしいわけでしょうか。

（農政課長）委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（野本）13件のうち30%以上か以下かというところの被害が境目ということなわけですが、その境目というそのものの規定というのはどういう根拠があるのでしょうか。

（農政課長）100分の30の規定でございますが、県条例、そして市要綱において定められております。

以上です。

(野本) 被害が30%であるという、その被害額ではなくて、ちょっと被害そのものがイメージを完全にできているわけではないので、要するに農地の面積が30%使えなくなっているということの被害なのか、具体的なその判断をするものというのはどういうものなのか伺います。

(農政課長) お答えいたします。

農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上ということでございます。

以上でございます。

(野本) その下にあります農地活用促進事業の負担金、補助及び交付金が農地活用促進事業費補助金として増額されているのですが、具体的なこの額がいく、いくというか、使用される部分はどのようになっていくのかを伺います。

(農政課長) 農地活用促進事業の農地活用促進事業費補助金でございますが、1つは地域集積協力金、これ中間管理機構を使って農地集積をした地域に対する協力金となります。もう一つが経営転換協力金です。これは、中間管理機構に全部農地を貸してリタイアしてしまう人のための協力金となります。

以上です。

(野本) この事業をすることの成果というものがどのようにあらわれてきているのかというのは把握をされていますでしょうか。

(農政課長) 実際にアンケート等はとっているわけではございませんが、農業者から見れば担い手に農地が集積されていて、より一層農業経営が楽になるといいますか、一層経営しやすくなる、また貸す方にとっては実際賃料が、機構のほうに貸しますので、実際お金が入ってくるという安心感もございます。そのように聞いております。

以上です。

(菅野) 歳入の13ページの農政課の農業費補助金で、農地活用促進事業費補助金、中間管理機構に出されていますけれども、政府は農地をどんどん集積して効率的にやっていけばという方針を進めている中で、この補助金はどういう基準で出されているのかお聞きします。

(農政課長) この補助金ですけれども、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び個人を支援して、機構を活用して新たに担い手に農地集積を図っていく事業でございます。

以上です。

(菅野) それはわかっています。だから、何件に何平米にどういうふうに出したのかという。この216万1,000円の数値の大もとですね。

(農政課長) お答えいたします。

この補助金につきまして、先ほど地域集積協力金、そして経営転換協力金がありますというご説明させていただきました。地域集積協力金につきましては3地域交付しております。また、経営転換協力金につきましては、対象者は38名となっております。

以上です。

(菅野) 3地域というのはどこなのか。

それから、対象者38名というのは、例えばどういう業種で38名という数値になっていくのか。農業やっている中のどういう業種の方たちが38名の農地を活用してくださいと出しているのか。

(何をつくっているかの声あり)

(菅野) うん、何をつくっているか。どういう業種、何をつくっている人たちが稲作をギブアップして、手を挙げてやってくださいと言っているのか、そこをお聞きしたい。

(農政課長) まず、地域集積協力金の地区でございますが、前砂、北根、小谷の3地区でございます。

続きまして、経営転換協力金、38名でございますが、これは農業をやめる方、要するに全部自分の農地を機構に貸し付ける方でございます。今までつくっていらっしゃった方で、もう農業をやれない、リタイアするという方が機構に貸し付けたということで……

(水稻の声あり)

(農政課長) 水稻をリタイアする方の協力金となります。

以上です。

(菅野) 水稻をリタイアしたという方が38名ということは、要するに小

規模でつくっては水稲は採算が合わないという理由ですか、それとも機械とかそういうのが一通り要るので、そういう投資はもうできないとか、38名がそういうふうに農業を、それとか高齢化で後継ぎがないとか、その一番の、1、2番の理由というのは何なのでしょうね。1番、2番でも3番でもいいけれども。理由があるわけですよ。

（農政課長）農業をリタイアする方の理由でございますけれども、委員がおっしゃられたとおり高齢化、機械の買いかえと後継者不足ということが考えられると思います。

以上です。

（菅野）これは部長にお聞きしますけれども、農業というのは国民の食糧を守るわけですから、今までは営々として日本の、まして稲作は主食なわけですから、続けられていたわけです。しかし、政府のもとで家族経営をこういう支援するのではなくて、どんどん大型化していくということは、こういう状況にもう必然的になるわけです。そうすると、家族経営でこそ本来農業というのは守られるというのが日本のこれまでの伝統であるわけですがけれども、政府はアベノミクスの中心は何と云って輸出促進法ですので、まるっきりそれに沿ったもので、これで本当に日本の急峻な国土、狭いところに稲作なんて一定の場所しかつけれないわけですから、日本じゅうつくれるわけではないですから、まして首都圏のこの鴻巣でそういう湛水能力もある、そういうのをきっちり個人の農家がちゃんと生活ができるようにする施策というのは地方自治体で必要ではないかと思うのですけれども、国の言いなりでこれはうまくいくと、鴻巣では、そういうふうに捉えているのか部長にお聞きしたいと思います。

（環境経済部長）現在、農地を手放すというか、農業から離れる方というのはやっぱり毎年ふえています。そうしたとき、農地をどう守っていくのかということがやっぱり次世代にどういった方が、やるにしても農地をどう守っていくかというのが一つの課題だと思います。その中でやはりやれる方もしくは今後やろうと思えるような方をどう開拓していくかということが1つやっぱり最大の課題だと思うのです。その一つの解

決策としてやっぱり農地中間管理機構というのは次の人を見つけるための手段を間に入れてやっていくということになっております。1つこれ農地の大型化と小規模農家を支えるというのは両面がこれではやれている部分があるのではないかなと思います。当然小規模でやられる方でも農地を借りることができる。ただ、これ農地の貸し借りをしっかりやることによって大規模化にもやっぱり、大規模化、農家が望んでいるものに対してこの農地中間管理機構を通すことによって農地の集積もしやすくできるというふうなことがあるので、そういう面では小規模でもやっていく面でもこちらの農地中間管理機構というのは有益だというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 私が言ったら、いわゆる輸出促進のための……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

質疑に徹してください。

(菅野) だから、輸出促進のための政策であるという、そこと一体的になっているということ……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

この議案の質疑に徹してください。

(菅野) だから、言っているではない。議案から離れていないではないですか。農産物の輸出の……

(委員長) 国の施策は、ここでは講じる、話し合う場所ではございませんので、そこを肝に銘じて質疑をしてください。

(菅野) 何ですか。国の施策があって、それに一緒になって地方の施策があるのではないですか。国ってどこかにあるのではないでしょう。地方が集まったのが国で、部長がちゃんと今まで答えているではないですか。今までもこういう質問して答えていますよ。優秀な部長なのだから。だから、今回またこれが出てきているのですから……

(委員長) 質疑に徹してください。

(菅野) 不当ですね。質疑って、何でこれが質疑ではないのだ。

(何十年もやっているのだから、わかるで

しょうの声あり)

(菅野) わかりますよ。わかるから、言っているのですよ。

(わかっていないけれどもね、実際はの声あり)

(菅野) わかって言っているのだよ。わからないで言っているのではありません。

では、歳出に移ります。17ページの一般コミュニティ助成事業ですけれども、最初に2個計上したけれども、1個しかもらえなかったと。2個計上するということは、大抵2個もらえるからということで計上していたのではないかなと思うのですが、ここら辺の今後政策的にも国からのあれも減っていくと、大もとのところで、そういう方向性があるのでしょうか。どこの自治会とも望んでいることだと思いますので。

(市民生活部長) この一般コミュニティ助成事業というのは、宝くじの売り上げの中から分配されてくるのです。その年によって宝くじの売り上げによって大分差が出ます。なぜ2つやったかという、鴻巣はこれまで2つ申請をして大体2つ採択してもらっていたのです。ただ、今回宝くじの全体の売り上げの影響もあるでしょうけれども、その自治総合センターというところから全国の都道府県に分配されてくる金額が、それによって減ったりする場合で県が採択をして鴻巣は1つですよ、2つ上げたけれども、1つですよ。ただ、これまで私も含めて二十何年間やっていますけれども、鴻巣は必ず1つはもらえているのです。もらえない市町村も多くあります。その中で鴻巣は継続してもらっているというのは、かなりの実績が、鴻巣は申請をしてもらっているという、自治会が頑張っって申請をして、市も協力して出している、その実績がこういう結果になっている。ですから、もう一つ、上会下が今回だめだったですけれども、来年は上会下を第1にしてもう一度申請をして必ずもらえるようにしますよというのが今回の、ですからこれの歳入歳出というは行って来いというか、同金額ですので、市を経由して自治会に出しているということをご理解いただければ。あとは宝くじの大もとの売り上げもかなり影響してくるということが影響しております。

以上です。

（自治振興課長）ちなみに、平成29年度の実績ですけれども、2団体です。それから、平成30年度は1団体ということで、現状では1団体という厳しい状況ですけれども、2団体の申請をさせていただいております。以上です。

（菅野）その下の自治振興費の交通事業ですけれども、想定を上回るということで今回予算が組まれているわけですけれども、この想定というのは、そうするとこの範囲では十分もう対応できるという数値になっているのでしょうか。どの程度の想定の上回る数値というのをお聞きしたいと思います。

（自治振興課長）今回の補正につきましては、一月約5,500件弱、5,400件前後の件数を見ておりまして、それ先ほど申し上げましたように8月、9月が……8月が実績としまして5,269件、9月ちょっと暫定なのですけれども、5,361件、それから10月が5,544件、ちょっと暫定なのですけれども、そういったような数字が当然右肩上がりですとどんどんと上がっている状況です。今回補正させていただいたのですけれども、やはりこの金額もそういった見越した形には、いわゆる伸び率を、いわゆる今後さらに上がっていくかどうかというところまでは見てはいません。ですので、場合によっては当然利用がふえればさらに補正ということもあり得るのですけれども、現状としてはこれでほぼ足りるのではないかとというところで一応見越したところです。ですので、一応5,400件から5,500件ぐらいの月の件数で見ております。

（菅野）次は、21ページの人間ドックの助成事業で、新規を上回る状況になっているので、さらに補正をということですが、これはやはり行政の人間ドックを受けてきっちり自分の検診をとという、そういう市民に対して大変わかりやすい、どういう説明がされてきて支持されているのか、この点をお伺いしたいと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）後期高齢者の人間ドックは従前から行っているところであり、継続して国民健康保険から移行される方は当然のごとく脳ドックの助成もあるものとして期待をされている声を聞

いております。そういった声を令和元年度に新規に実施したということになりまして、先ほど来ご説明しておりますが、国民健康保険のほうから算定をした助成対象人数に比べて思いのほか申請のほうが多かったということで今回増額のほうをさせていただいているところです。おおむね申請者については新たになったところとかいうところで歓迎されている声を聞きますので、できれば継続してこちらのほうも健康増進のために行っていきたいと思っております。当然PR等については国保だよりだとかそういった中で同列として周知のほうをさせていただいて、普及のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(菅野)後期高齢繰出金のところで1,107万が減額されておりますけれども、これは後期高齢者自身というのとはもともとと同じ保険に入っていたものを、2008年に医療費が多いからといって75歳以上を後期高齢者という別枠にしたものですよね。そんな中で保険証の取り上げとか、そういう事態がされていないのか、そして後期高齢者の方が低所得者に対しての何らかのいわゆる不利な部分とか、そういうのがなく医療が受けられているのか、それから75歳以上の窓口負担をふやすとか、そういう論議も今されているわけですがけれども、この点について後期高齢医療の実態をお聞きしたいと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長)後期高齢者医療特別会計の繰出金について申し上げますと、今回の補正の部分につきましては、保険料軽減相当分に当たります保険基盤安定、こちらの部分について当初の見込みより被保険者所得、そういったものから623万7,000円の減額をさせていただくという部分と、後期高齢者広域連合に負担する共通経費、こちらにつきましては平成30年度の精算部分、それと令和元年度の確定という部分で483万3,000円、合計で1,107万円の減額の補正をさせていただいているところです。

先ほど低所得者に対するというところで申し上げますと、保険料軽減分というのが当然ございます。こちらは保険基盤安定という形で現行では7割、5割、2割という制度上の軽減措置がございますので、低所得者

に対する軽減は措置されているものと認識しております。また、7割軽減については、当分の間8.5割軽減だとか8割軽減という形で令和元年度については行っております。これは後期高齢のほうで令和2年度については7.75割という形で最終的に令和3年度に7割軽減という形を適用するという方針が既に決まっております。

また、保険証の関係ですけれども、現在鴻巣市では後期高齢者については資格証明書というのは実際は出しておりません。ただ、保険料未納の方については期間の短い短期被保険者証というのをお出しをして可能な限り保険料の徴収という形につなげさせていただいているところです。以上です。

（菅野）先般、新聞紙上で行政が後期高齢者に対していわゆる短期被保険者証を出すとか、そういうのをやめると、ちゃんと保険証でできるようにします、そういうふうにした自治体もあるというふうに報道されているのです。要するに保険料払えない人への制裁措置はしませんと、そして同じように受けられるようにしますという、そういう報道もされているのですが、本市としてはそこら辺はどうなのでしょうね。部長です。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）今のところ本市につきましては資格証明書という形では出しておりません。ただ、やはり後期高齢者が増加するに当たって、当然のごとく医療費というのはふえております。現に国民健康保険で申し上げますと、高齢受給者に関しては、現在のところ1割負担から2割負担という形で負担のほうもふえているという状況です。これが恐らく後期高齢者医療についてもいずれは2割になるのかなというところが現在議論はされているところです。当然のごとく保険料というのが貴重な財源になってきますので、皆さんが納めていただければ当然短期証なり資格証明書というのは発行することはないとは思いますが、我々としては資格証明書はともかくとして、皆さんに納付、貴重な財源ですので、確保するためには短期証というものは有効な方法という形で、納税者の折衝の機会を設けるという意味では有効だというふうに捉えております。

以上です。

（大塚） それでは、簡単に質問だけ申し上げます。17ページの一般コミュニティであります。これ基本的にはこういう補助事業がありますよというのはどんな形でお知らせをしているのでしたっけ。周知の方法です。

（自治振興課長） 市の広報と、それからホームページにてご案内のほうさせていただいております。

（大塚） 今現在は上会下を含めて何団体かが申請希望中ということになっているか、あるいは問い合わせ中ということでしょうか、今わかっている段階で何団体ぐらいが準備をしているのか、それはいかがでしょうか。

（自治振興課長） 令和2年度以降の申請につきましては、まずこちらで把握している件数ですけれども、7件でございます。令和2年度につきましては、上会下自治会、それから筑波町内会を一応申請する予定になっております。

（大塚） そうすると、単純に1年間に1団体もしくは2団体ということになると、今後4年分ぐらいは普通にいつてもという理解になると思いますが、この申請というのはある程度年数がたつと2回目というのもあり得るかと思うのですが、これは市民の皆さん、団体が対象ではありますが、そこら辺の理解というのも十分正しく認識されているかとか、そこら辺はいかがでしょうか。

（自治振興課長） 2回目というお話なのですけれども、そういった相談も実際受けております。それにつきましても現状を当然お話をさせていただきまして、2度目がだめということではないので、それにつきましてもお話を伺いながら調整させていただいております。

以上です。

（大塚） 次の質問です。

25ページになりますが、農政課のいわゆる災害緊急対策の件であります。ちょっとわからないのは、100分の30を超えた減収、収穫量の減という説明だったと思いますが、100分の30というのをどういう形で確認をす

るのでしょうか。

(農政課長)先ほど100分の30という収穫量の話をしていただきましたが、詳しくは農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた圃場の面積ということでご理解願いたいと思います。以上です。

(大塚)そうしますと、同じ面積の中でも100%生産物をそこで育てるといふか、使っている場合と、それからすかすか状態で7割とか8割ぐらいしか同じ面積、広さの中で生産物を扱っていない場合等があると思うのです。面積要件だけで100分の30、いわゆる3割という判断をされているということですか。例えば全体のある1種類、例を申し上げますと1万鉢計画をしていました。ところが、その数的には3割以上が商品にはならないということが明確になりました。それをもって3割というのが一般的かなと思うのですが、面積要件ということになるとまた実数とは違うような気もするのですが、そこら辺どのように担当課として確認をされて書類の申請なり、相応のもの処理をされるのか、その点についてはいかがでしょうか。

(農政課長)あくまでもこの要綱は面積で取り扱わせていただきます。以上です。

(大塚)最後に1点だけ。

あくまでも収穫量の見込みということになると、現段階では本来は生産して完成品、出荷の状態になるかどうかという途中だと思っておりますけれども、それはあくまでも現在の状況、いわゆる被災を受けた状態の中、状況のそのタイミングの中で商品には相当しない、いわゆる減収、収穫量に影響するという判断になるのでしょうか。まだ本来は商品にはならないタイミングのものもあるかなと思いますが、そこら辺はいかがでしょう。

(農政課長)収穫量ではなく、あくまでも面積で捉えていただきたいと思います。以上です。

(大塚)担当課としては現場に出向くこと等があるのかなのか、そ

の災害が生じたところ、あるいは当人からの書類なり写真の添付なり、そういったものを参考にして判断をするのかどうか、そこら辺、チェックについて伺います。

（農政課長）今回の日光の災害につきましては、被害の報告を受けてから職員が現地に出向いて確認をさせていただいております。

以上です。

（金子）まず初めに、17ページの一般コミュニティ助成事業のところなのですけれども、今7件ほど待ちがあるというところなのですけれども、実際この補助金、交付金というのは、ことしのケースだとみこしの修繕とかという話でしたが、具体的にどのようなものであれば使えるものなのかというのを教えてください。

（自治振興課長）対象のものというお話なのですけれども、一般に……

（金子）過去にどんなのがあったのかとかでいいと思います。過去の話というか。

（自治振興課長）済みません、お答えします。

申請の形としますと、町内会、自治会というような団体の形（P42発言の訂正あり）になっておりまして、その中でよく多いものはテントですとか、やぐらの修繕、それからみこしですとか、山車の修繕、そういったものの要望が多いです。そのほかにお祭りの際に必要なリヤカーですとか、ちょうちんですとか、それからお祭りのときに着るはっぴですとか、そういったようなものの募集、それから鉢巻きとか、そういったものが多いのですけれども、基本的にはその補助を受けたものにクーちゃんシールというものをつけて、宝くじのPRもしなければいけないということがありますので、そういったものをつける必要がありますので、全てにそのシールとかそういったものを張ってPRをさせていただくという形になります。あくまでも物としては先ほど説明したようなものが多くなっております。

（金子）最後に、もう一点だけ。

さっきの25ページの農作物災害緊急対策事業補助金の戦場ヶ原地内でのものなのですけれども、ちょっと私がイメージがついていないので教え

てほしいのですが、戦場ヶ原歩いていける、何かハイキングとかで行ったことあるんですけど、あそこの中で栽培をするスペースがあるということなのですか。その栽培のやつもハイキングコースで見れるような場所なのですか。

（農政課長）戦場ヶ原の農地でございますが、一般の方は実質出入りは通行どめになります。地主がおりますので、その地主に鴻巣市の農作業者は土地を借りて、苗物は預けて、受託していただいてそこで栽培しているという形になっています。管理者が栽培、地主ですね、が栽培しているという形になります。

（環境経済部長）場所は竜頭の滝を上がって行って、ドライブインが2つあるのです。赤沼と三本松かな、ドライブインがあるところわかりますか。そこのもっと奥のほうなのです。戦場ヶ原が、ちょうど竜頭の滝上がると平らな道になると左側が戦場ヶ原です。逆、右側です。そのドライブインのところから中に入っていくと民地があるのです。そこに、もともとは国立公園だったみたいですがけれども、そこを開拓して平らな場所にして、そこで地主が、うちの農家であるとか、イチゴ苗であるとか、わざわざハウスをつくったりとか、そういう農地があるのです。その農地を借りて花農家さんがそちらに住み込みで3カ月とかいう期間、夏の間に涼しい気候を苗に与えて、早くこっちへ来て花を咲かせるとかということをやっている場所なのです。なので、そのドライブインの奥というのは一般の方は出入りができないということにはなっています。無理して入れれば入れますけれども。ただ、そういう場所です。だから、普通の方はなかなか目にするような場所ではないです。観光に行ってもなかなか目にできないような場所です。

以上です。

（自治振興課長）済みません、ちょっと一部修正させていただきたいのですけれども、先ほどの金子副委員長のご質問なのですけれども、事業を実施する、それにつきましては市町村が認める自治会、そのコミュニティ組織ということになります。自治会以外の例外組織としましては、地区自治会連合会、そして地域のコミュニティ協議会、そして保存会等

についても一応認められることになっております。ただし、自治会等の内部組織、趣味、園芸等のそういったサークル等については対象とはされておられません。また、原則として市町村が事業主体となることも一応認めないということになっております。済みません、訂正してよろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 先ほど後期高齢者で論議をしましたがけれども、そもそも、もともと後期高齢者医療制度というのは公的医療費の国の財政支出を削るための医療構造改革の一環として2008年に開始されたものなわけですから。75歳以上の高齢者、障がい者の場合は65から74が該当するわけですが、それを対象にして、75歳になるとそれまで入っていた国保や健保から脱退させられて、後期医療に加入することになったわけですから。本年度当初では1,700万人ということになっています。制度発足前は厚生労働省の幹部は医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくと発言しました。それは今既に現実のものとなっているということを実感しています。75歳以上の人口がふえると保険料がアップする仕掛けのために、保険料の引き上げ傾向が続いています。年金から天引きされる保険料の増加で暮らしは圧迫されるばかりとなっています。また、天引き対象でない低所得者の保険料滞納は毎年20万人以上に上っています。滞納が続き、正規の保険証を取り上げられ、有効

期間が短い保険証に切りかえられた人は、全国で2万人を超えています。これは滞納した人への、さらに差し押さえも増加しています。

こんな実態であるにもかかわらず、安倍政権はことし10月、低所得者の保険料軽減措置を容赦なく廃止する計画までしています。二、三倍の負担になる人もこうなると出てくるといことが言われています。さらに、75歳以上の窓口が2割に負担されれば経済的理由により、ますます必要な医療を受けられなくなってしまいます。保険者の健康と命を脅かす負担増は許されません。後期医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻し、際限ない保険料アップの仕組みをなくすべきです。財務省は、後期医療だけでなく介護、年金の改定案も示しています。安倍政権は7月の参議院選挙に動きを加速させるなどと、選挙をにらんでの政策となっておりますが、大企業や富裕層に応分の負担を求めて財源を確保し、社会保障を拡充すべきですので、この議案に反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

ここで、商工観光課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 先ほどの議案の質疑の中で即答できませんでした答弁につきましてお答えをさせていただきます。

まず、花久の里について、サロンの回転率というご質問いただきました。

平成30年度の実績で申し上げますと、午前中が48.4%、午後が56.5%となります。午前中が48.4%、午後が56.5%の回転率でございます。

また、地場産センターにといがあるかないかということで、これは、といたがないことを確認いたしました。

それと、駐車場につきまして、カメラの台数のご質問いただきました。第1駐車場が35台、第2駐車場が5台となります。35台と5台となります。

それと、永沼委員さんから前回の指定管理の更新に当たっての採点の点数というご質問いただきました。この間に、平成30年度に、指定管理者の一斉更新に対応すべく平成30年3月に指定管理者制度運用ガイドラインというのが新たに制定をされました。これによりまして、前回の平成26年度の審査のときと選定の方法と点数が違っておりますので、一概には比較できませんが、前回の花久の里の点数では250点満点中212点、250点中212点、単純に現在の100点満点に換算いたしますと84.8という点数になります。また、駐車場の東口第1駐車場の点数につきましては825点満点中654点、100点満点に置きかえますと79.27点。第2駐車場につきましては、825点の満点中645点ということで、78.18点となります。以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

(開議 午前11時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第122号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

(開議 午後零時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、国保年金課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 先ほど午前中の審議の中で後期高齢者医療の脳ドック助成事業、平成30年度は広域連合の中で28市町村ということで、令和元年度について鴻巣市が加わるという形で令和元年度29団体というような受けとめ方もできますので、ここで後期高齢者のほうの事業計画の中で提出されている市町村については、鴻巣市を含めて令和元年度脳ドック実施の助成事業を行うのは25団体ということで、後期高齢のほうから情報のほうは得ております。実際の補助申請は年度末になってみないとちょっとわからない部分がございますので、誤解を招くような発言になってしまいましたことを訂正させていただいて、補足させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上ですので、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 11ページ、損害賠償求償事務処理手数料なのですが、交通事故による補償に対するということでご説明あったかと思うのですが、事故については交通事故に限るのですかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) こちらのほうの損害賠償求償事務なのですが、交通事故と、いわゆる第三者によって被害を受けた場合、本来であれば医療保険の適用にならないものを医療機関では診療報酬の点数が20割とかがあるものですから、一時的に10割の医療を受けて求償するというような形になります。ご指摘の交通事故だけではなくて、いわゆる加害者がいた場合はそちらのほうに求償というような手続になりますので、この部分について国保連合会のほうに委託をしている部分の手数料という形になります。

以上です。

（永沼） その下の国保電算システム変更委託料なのですが、先ほどのご説明、そんなに理解できる感じではなかったもので、今までのシステムからどのように変更されて効率化になったのかというのをちょっと具体的にご説明願いたいのですが。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 令和元年度に行うこのシステムの変更につきましては、まず2点ございます。外国人の被保険者に対する在留期間及び在留理由、これを情報集約システムのほうに入れ込むという形になります。本来であれば被保険者の有効期限というのは毎年9月に更新をします。来年に向けては7月からの高齢受給者証との一体化の関係ありますので、来年度の7月までということで一応お出ししているのですけれども、外国人に対しては在留期間をもって有効期限にするというものがございます。これを情報集約、いわゆる国保連合会もしくは県のほうにつながっているものについて情報を提供するというような項目を追加するのが1点。

それと、来年度、被保険者証と高齢受給者証の一体化をするに当たって、事前に資格の適用適正化という部分で現在記号番号及び生年月日、性別で判定をしている被保険者について、個人を特定できる2桁の数字を設けます。まず、記号につきましては、鴻巣市は平仮名でこうのす、番号につきましてはそれぞれ7桁の番号を持っています。1世帯に多数の被保険者がいますと誰ということ特定ができません。同じ生年月日で、同性の方、いわゆる双子の方もしくはそこに新たに転居された同一生年月日の方、こういった方だと個人の特定ができないので、被保険者番号の後に2桁の個人を識別する番号を付設するというのがあります。こういった作業を情報集約に取り入れるために改修を行うもので、合計で418万5,000円を投入するという形になりまして、2桁番号に係るものが368万5,000円になりまして、外国人の在留期間及び在留資格については……済みません。申しわけございません。外国人の資格の確認については27万5,000円及び枝番を付設するのに341万円、合計で368万5,000円の補正をさせていただくということになります。

（永沼） 最後に1点ですけれども、その対象者数というのは何人ほどい

らっしゃるのか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 外国人の方については、申しわけありませんが、数値のほうちょっと持ち合わせておりません。被保険者の枝番付設については、全被保険者になりますので、今現在約2万7,000超の被保険者になりますので、その方に付番をするという形になります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) この国保の補正予算の中にも税の番号システム制度が導入されていますので、この点を指摘して反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第122号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号 令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第123号 令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任を願います。

では、お疲れさまでした。

(閉会 午後1時13分)